



平成 18 年 5 月 9 日

各 位

会社名            J B C C ホールディングス株式会社  
代表者名        代表取締役社長 石黒 和義  
                    (コード番号 9889 東証第一部)  
問合せ先        経営企画担当 G M 岸本 肇  
                    TEL : 03 - 5714 - 5172

### 内部統制システム構築の基本方針に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 9 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンスに関する基本原則を定める「JBグループ行動基準」をJBグループ全体に渡って制定し、当社及びグループ各社の役員及び使用人全員が社会倫理及び法令に則って業務を遂行する為の行動の規範としている。当社の役員は、JBグループ全体におけるコンプライアンスの遵守及びその徹底を率先垂範すると共にその実践的運用を行う体制を構築し、使用人に対するコンプライアンス教育を実施する。
- (2) 常勤監査役、法務担当、内部監査担当及びコンプライアンス担当から構成されるコンプライアンス委員会を設置し、JBグループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握を統括する。
- (3) JBグループにおいて法令、社内規則や社会倫理に反すると疑われる行為があった場合、これを直接通報できる体制を確保する。このために「JBグループ内部通報規程」を定め、通報窓口として社外弁護士を含む「コンプライアンスヘルプライン」を設置する。通報者においては本人の希望により匿名性が約束され安全と利益が保障される。コンプライアンス委員会は、必要に応じ通報事実について調査を指揮・監督し、代表取締役と協議のうえ必要と認められる適切な対策を決定する。必要であると認めた場合、JBグループ内において事実を開示し対処及び結果について周知徹底する。
- (4) 代表取締役は、業務監査を行う内部監査担当を管掌する。内部監査担当は、常勤監査役とも協議のうえJBグループ全体に渡る業務執行状況の監査を行う。

## 2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会、取締役会、経営会議その他の重要な意思決定に係わる情報は、法令、定款及び社内規程に則り記録・保存・管理され、株主を含む権限者及び必要な関係者が閲覧できる体制を維持する。
- (2) 情報セキュリティ委員会は、個人情報保護を含む、情報の安全管理に関するガイドラインを定めグループ内に周知徹底する。

## 3. 損失の危機（リスク）の管理に関する規定その他の体制

- (1) 事業の継続・発展を実現する為の投資・戦略的提携などに関する事項については、コーポレートスタッフ（当社においてJBグループ全体に渡るスタッフ業務を司る部門）の各責任者が、所管分野に関する必要なリスク評価を行ったうえで提示する資料に基づき、取締役会もしくは経営会議において最終的に評価・決裁する。
- (2) 日常業務における債権管理等については、債権管理規程・取引先選定基準等の事業遂行上のリスクを管理する規程に従い処理される。
- (3) 有事の対応については、職務分掌に基づく役割分担に応じコーポレートスタッフの各責任者が連携してこれにあたり、コーポレートスタッフを統括する取締役がこれを統括する。経営会議及び情報セキュリティ委員会は、平時において有事対応体制の整備を行う。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、代表取締役を選定し取締役会が定める経営機構におけるコーポレートスタッフ等を任命させ、職務分掌に基づき業務の執行を行わせる。
- (2) 取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、法律が定める独立性要件を満足する社外取締役を任命する。
- (3) 取締役会が十分に機能するよう、その運営実務を遂行するための事務局を設置する。
- (4) 当社代表取締役社長は、JBグループの事業とスタッフから構成される全体組織を統括し、その効率的運営と監視・監督体制の整備を行う。
- (5) 各取締役の職務分掌と権限については、社外取締役を含めて適切な役割分担と連携が確保される体制を構築する。
- (6) 中期経営計画及び年度予算を策定し、グループ全体としての目標達成に向けて各社・各部門において具体的な戦略を立案・実行できる体制を構築する。
- (7) IT企業の優位性を生かし、積極的なITの有効活用を通じて業務の効率化を行う。

## 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) JBグループ各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、当社においてグループ会社の業務執行に関する内部監査を行う専任組織を設置する。その際、「JBグループ行動基準」は、グループに所属する役員及び使用人全員が業務を遂行するうえでの行動の規範であり、グループ各社における適切な内部統制システム整備の指針となる。
- (2) グループ会社の社長により構成されるグループ経営会議を定期的開催し、当社代表取締役社長による議事運営の下、グループ経営執行の重要課題の審議決定を行う。
- (3) コーポレートスタッフ会議を定期的開催し、グループ全体としての実務的な懸案事項の解決方法

を検討・立案し、グループ企業における実行を支援する。

- (4) 内部通報制度をJBグループ全体として運用する。
- (5) コーポレートスタッフの経理財務部門責任者は、グループの統一会計基準を策定し、主要な計数的問題状況を常時モニタリングする。
- (6) JBグループ間における会社間取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものであることを求められる。
- (7) コーポレートスタッフからグループ企業へ監査役を派遣することにより、内部監査部門と連携した内部統制体制に関する監査を実施する。

#### **6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを「求めた場合」における当該使用人に関する体制**

- (1) 当社は、監査役の求めがあったときは、監査役の職務を補助する使用人（監査役スタッフ）として適切な人材を配置する。

#### **7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- (1) 監査役の求めに応じて配置した使用人については、その独立性を確保するため、グループの業務の執行に当たる役職には従事させず、任命、異動等人事権に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を得る。
- (2) 前号以外の監査役スタッフについては、その適切な職務遂行のため、人事考課は監査役が行い、人事異動は監査役と取締役が協議の上実施する。

#### **8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制**

- (1) 常勤監査役は、取締役会の他、経営会議等の重要な意思決定が行われる会議へ出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人から説明を求める。
- (2) 代表取締役及び業務を担当する取締役は、取締役会において定期的にあるいは随時、その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- (3) 取締役は、重大なコンプライアンス違反、信用毀損他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があること等を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- (4) 取締役及び使用人は、監査役が持株会社としての当社事業の報告を求めた場合、又は監査役がJBグループの業務及び財産の状況を調査するため必要がある場合は、迅速かつ的確に対応する。
- (5) 常勤監査役は内部通報制度（コンプライアンスヘルプライン）の窓口となる。

#### **9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する為の体制**

- (1) 会計監査人である監査法人から監査役への監査計画及び監査結果に関する説明会を設ける。
- (2) 監査役と会計監査人及び内部監査部門との情報及び意見交換の機会を設ける。
- (3) グループ各社の監査役間の意見及び情報交換の場として、グループ監査役会を設ける。

以上